

防衛記念章の制式等に関する訓令を次のように定める。

昭和56年11月20日

防衛庁長官 大 村 襄 治

## 防衛記念章の制式等に関する訓令

改正	昭和57年	8月	9日	庁訓第24号	平成13年	1月	6日	庁訓第2号	平成21年	12月	24日	省訓第65号
	昭和61年	4月	22日	庁訓第27号	平成14年	3月	29日	庁訓第38号	平成23年	12月	1日	省訓第39号
	昭和63年	3月	25日	庁訓第2号	平成15年	3月	19日	庁訓第5号	平成25年	9月	18日	省訓第48号
	平成2年	4月	7日	庁訓第10号	平成15年	9月	10日	庁訓第63号	平成27年	3月	18日	省訓第2号
	平成2年	11月	12日	庁訓第41号	平成16年	4月	1日	庁訓第47号	平成27年	10月	1日	省訓第39号
	平成3年	10月	1日	庁訓第31号	平成18年	3月	27日	庁訓第35号	平成28年	4月	22日	省訓第41号
	平成3年	11月	1日	庁訓第33号	平成18年	7月	28日	庁訓第83号	平成29年	4月	10日	省訓第30号
	平成8年	7月	24日	庁訓第45号	平成19年	1月	5日	庁訓第1号	令和2年	6月	4日	省訓第33号
	平成9年	1月	17日	庁訓第1号	平成19年	1月	31日	庁訓第4号	令和2年	12月	21日	省訓第63号
	平成10年	11月	30日	庁訓第45号	平成19年	8月	30日	省訓第145号	令和3年	6月	1日	省訓第26号
	平成10年	12月	16日	庁訓第47号	平成20年	1月	15日	省訓第1号	令和4年	3月	30日	省訓第37号
	平成11年	12月	7日	庁訓第56号	平成21年	6月	9日	省訓第37号				

(趣旨)

**第1条** この訓令は、防衛記念章の制式及び着用について定めるものとする。

(防衛記念章)

**第2条** 防衛記念章は、次に掲げる自衛官がその経歴を記念して制服に着用することができるものとする。

- (1) 賞詞を授与された自衛官
- (2) 表彰を受けた防衛大学校、防衛医科大学校、防衛研究所、情報本部、防衛監察本部、地方防衛局、自衛隊の部隊若しくは機関又は防衛装備庁の施設等機関（以下「部隊等」という。）において当該表彰に係る業務に従事した自衛官
- (3) 部隊の長の職その他の防衛大臣の定める職にあつた自衛官
- (4) 准尉、曹又は士たる自衛官に対する服務指導その他の規律の維持に資する業務に関し、部隊の長の職その他の防衛大臣の定める職にある自衛官を補佐する職にあつた自衛官
- (5) 防衛省本省の内部部局、統合幕僚監部（統合幕僚学校を除く。）、陸上幕僚監部、海上幕僚監部、航空幕僚監部、情報本部（通信所を除く。）、防衛監察本部、防衛装備庁の内部部局、防衛庁設置法等の一部を改正する法律（平成17年法律第88号）第1条の規定による改正前の統合幕僚会議事務局、防衛省設置法等の一部を改正する法律（平成27年法律第39号）第1条の規定による改正前の技術研究本部（研究所、先進技術推進センター及び試験場を除く。）若しくは装備施設本部又は内閣官房、内閣府若しくは国家行政組織法（昭和23年法律第120号）第1条に規定する国の行政機関（防衛省を除く。別表第2において「国の行政機関」という。）（以下「内部部局等」という。）に勤務した自衛官
- (6) 長期間勤務した自衛官
- (7) 在外公館に勤務し、又は有償援助による調達に関する業務その他の外国において行う業務に従事した自衛官
- (8) 海賊行為に対処するために海上における警備行動又は海賊対処行動に従事した自衛官
- (9) 国内における大規模な災害に対処するための派遣の命令に伴う活動に従事した自衛官
- (10) 国際貢献に関する業務に従事した自衛官
- (11) 国の行事、各国の首脳が参加して開催される国際会議又は国際競技大会に関する業務に従事した自衛官
- (12) 外国において行う訓練又は南極地域への輸送に関する業務に従事した自衛官

(制式)

**第3条** 防衛記念章の制式は、別表第1のとおりとする。

(着用することができる者)

**第4条** 防衛記念章を着用することができる者は、別表第2のとおりとする。

2 前項の規定にかかわらず、別表第2第16号防衛記念章の項から第38号防衛記念章の項まで及び第41号防衛記念章の項から第48号防衛記念章の項までに掲げる防衛記念章については、表彰を受けた部隊等において当該表彰に係る業務に従事した間、同表に規定する職にあつた間、内部部局等に勤務した間、在外公館に勤務し、若しくは有償援助による調達に関する業務その他の外国において行う業務に従事した間、海賊行為に対処するために海上における警備行動若しくは海賊対処行動に従事した間、国内における大規模な災害に対処するための派遣の命令に伴う活動に従事した間、国際貢献に関する業務に従事した間、国の行事、各国の首脳が参加して開催される国際会議若しくは国際競技大会に関する業務に従事した間又は外国において行う訓練若しくは南極地域への輸送に関する業務に従事した間の規律違反により懲戒処分を受けた者は、当該業務、当該職、当該勤務又は当該訓練に係る防衛記念章を着用することができない。

3 防衛記念章の着用を認める特別の必要がある者として統合幕僚長、陸上幕僚長、海上幕僚長又は航空幕僚長が防衛大臣の承認を得た者は、前2項の規定にかかわらず、当該承認に係る防衛記念章を着用することができるものとする。

(同種類の防衛記念章の表示)

**第5条** 同種類の防衛記念章を2個以上着用できる者は、次の各号に掲げる個数(5個を超えて着用できるときは、5個)の防衛記念章を着用することに代えて、それぞれ当該各号に掲げる防衛記念章を着用するものとする。

(1) 2個 当該防衛記念章の中央に銀色の桜花を1個付けたもの

(2) 3個 当該防衛記念章の中央に金色の桜花を1個付けたもの

(3) 4個 当該防衛記念章の中央に銀色の桜花を2個付けたもの

(4) 5個 当該防衛記念章の中央に金色の桜花を2個付けたもの

2 前項各号に掲げる桜花の制式は、別表第3のとおりとし、同項第3号及び第4号の規定に基づき桜花を2個つける場合は、別表第3図2のとおりとする。

(着用)

**第6条** 防衛記念章は、自衛官服装規則(昭和32年防衛庁訓令第4号)第4条第2項の規定にかかわらず、常装、第1種礼装、第2種礼装及び通常礼装(防衛功労章又は部隊功績貢献章を着用している場合は除く。)に着用することができるものとし、その着用要領は、附図のとおりとする。

(着用することができない場合)

**第7条** 防衛記念章を着用することができる者が懲戒処分(免職及び戒告の処分を除く。以下同じ。)を受けた場合には、次の各号に掲げる懲戒処分の区分に応じて当該各号に定める期間、防衛記念章を着用することができない。

(1) 降任 降任直後の階級にある期間

(2) 停職 3月(停職の期間が3月を超える場合にあっては、当該期間)

(3) 減給 1月

附 則

この訓令は、昭和57年4月1日から施行する。

附 則(昭和57年8月9日庁訓第24号)

この訓令は、昭和57年10月30日から施行する。

附 則(昭和61年4月22日庁訓第27号)

この訓令は、昭和61年7月1日から施行する。

附 則(昭和63年3月25日庁訓第2号)(抄)

1 この訓令は、昭和63年4月1日から施行する。

附 則(平成2年4月7日庁訓第10号)(抄)

1 この訓令は、平成2年4月7日から施行する。

附 則（平成2年11月12日庁訓第41号）

この訓令は、平成2年11月19日から施行する。

附 則（平成3年10月1日庁訓第31号）（抄）

- 1 この訓令のうち、第1条及び第3条の規定は、平成3年10月1日から、第2条の規定は、平成4年4月1日から施行する。

附 則（平成3年11月1日庁訓第33号）

この訓令は、平成3年11月1日から施行する。

附 則（平成8年7月24日庁訓第45号）（抄）

- 1 この訓令は、平成8年7月24日から施行する。

附 則（平成9年1月17日庁訓第1号）

この訓令は、平成9年1月20日から施行する。

附 則（平成10年11月30日庁訓第45号）（抄）

- 1 この訓令は、平成11年3月31日から施行する。

附 則（平成10年12月16日庁訓第47号）

この訓令は、平成10年12月16日から施行する。

附 則（平成11年12月7日庁訓第56号）（抄）

- 1 この訓令は、平成11年12月20日から施行する。

附 則（平成13年1月6日庁訓第2号）（抄）

- 1 この訓令は、平成13年1月6日から施行する。

附 則（平成14年3月29日庁訓第38号）（抄）

- 1 この訓令は、平成14年3月29日から施行する。

附 則（平成15年3月19日庁訓第5号）（抄）

- 1 この訓令は、平成15年3月19日から施行する。

附 則（平成15年9月10日庁訓第63号）

この訓令は、平成15年9月10日から施行する。

附 則（平成16年4月1日庁訓第47号）

この訓令は、平成16年4月1日から施行する。

附 則（平成18年3月27日庁訓第35号）

- 1 この訓令は、平成18年3月27日から施行する。

- 2 自衛隊法施行規則等の一部を改正する内閣府令（平成18年内閣府令第14号）附則第2項の規定により、同府令による改正前の自衛隊法施行規則（昭和29年総理府令第40号）別表第3（一）イに規定する冬服上衣（3等海曹以上）を用いる場合の防衛記念章の着用要領については、この訓令による改正後の防衛記念章の制式等に関する訓令にかかわらず、なお従前の令による。

附 則（平成18年7月28日庁訓第83号）

- 1 この訓令は、平成18年7月31日から施行する。

附 則（平成19年1月5日庁訓第1号）（抄）

- 1 この訓令は、平成19年1月9日から施行する。

附 則（平成19年1月31日省訓第4号）（抄）

- 1 この訓令は、平成19年4月9日から施行する。

附 則（平成19年8月30日省訓第145号）（抄）

- 1 この訓令は、平成19年9月1日から施行する。

附 則（平成20年1月15日省訓第1号）（抄）

- 1 この訓令は、平成20年1月16日から施行する。

附 則（平成21年6月9日省訓第37号）

- 1 この訓令は、平成21年6月9日から施行する。

附 則（平成21年12月24日省訓第65号）

- 1 この訓令は、平成21年12月24日から施行する。

附 則（平成23年12月1日省訓第39号）

この訓令は、平成23年12月1日から施行する。

附 則（平成25年9月18日省訓第48号）（抄）

この訓令は、平成25年9月18日から施行する。

附 則（平成27年3月18日省訓第2号）

（施行期日）

1 この訓令は、平成27年3月18日から施行する。

（表彰等に関する訓令等の経過措置）

2 この訓令の施行の際現に授与されているこの訓令による改正前の表彰等に関する訓令別表第1の規定による第1級防衛功労章、第2級防衛功労章及び第3級防衛功労章は、この訓令による改正後の表彰等に関する訓令別表第1の規定にかかわらず、これを用いることができる。

3 前項の規定により用いることができるとされた第1級防衛功労章、第2級防衛功労章及び第3級防衛功労章の着用要領は、この訓令による改正後の自衛官服装規則及び防衛記念章の制式等に関する訓令の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則（平成27年10月1日省訓第39号）（抄）

（施行期日）

第1条 この訓令は、平成27年10月1日から施行する。

附 則（平成28年4月22日省訓第41号）

この訓令は、平成28年4月22日から施行する。

附 則（平成28年4月10日省訓第30号）

（施行期日）

1 この訓令は平成29年4月10日から施行する。

（防衛大臣の決裁、防衛副大臣の代決、防衛事務次官の専決及び代決並びに防衛省本省の内部部局における専決及び代決並びに防衛装備庁長官の専決に関する訓令（昭和35年防衛庁訓令第5号）の一部を次のように改正する。

2 別表第3第4項の表服務管理官の項に次の1号を加える。

（14）防衛記念章の制式等に関する訓令（昭和56年防衛庁訓令第43号）別表第2第24号  
防衛記念章の項から第28号防衛記念章の項までの規定に基づく承認に関すること。

附 則（令和2年6月4日省訓第33号）

この訓令は、令和2年6月4日から施行する。

附 則（令和2年12月21日省訓第63号）（抄）

（施行期日）

第1条 この訓令は、令和2年12月21日から施行する。

附 則（令和3年6月1日省訓第26号）（抄）

（施行期日）

第1条 この訓令は、令和3年6月1日から施行する。

附 則（令和4年3月30日省訓第37号）

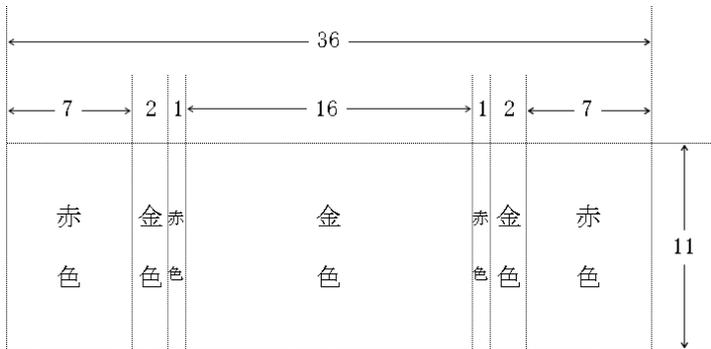
この訓令は、令和4年4月1日から施行する。

### 防衛記念章の制式

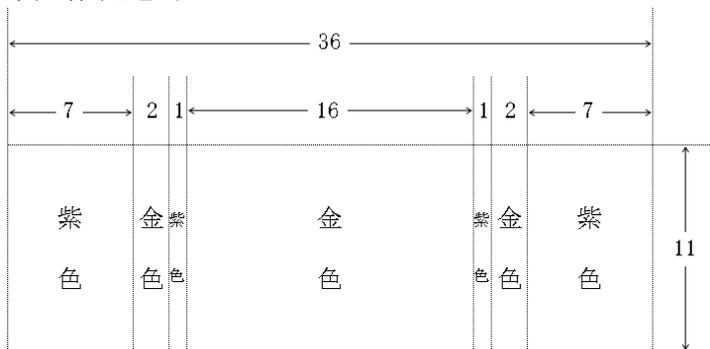
地質	絹及び化学繊維の交織織物とし、色は、図のとおりとする。ただし、図中金色又は銀色と示した部分には、金糸又は銀糸を用いるものとする。
製式	金属心に交織織物を巻いたものとし、形状及び寸法は、図のとおりとする。

防衛記念章の種類並びに形状及び寸法  
 数字は、寸法を示し、単位はミリメートルとする。

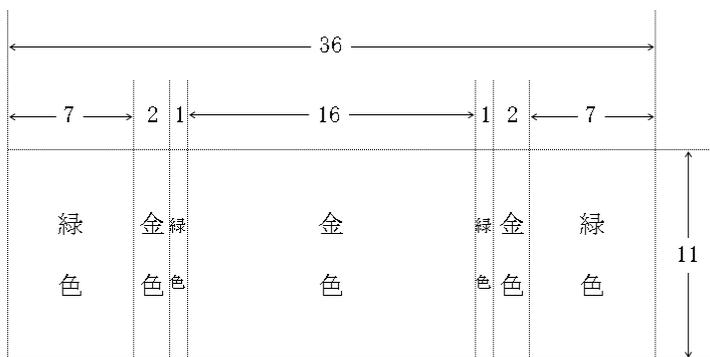
第1号防衛記念章



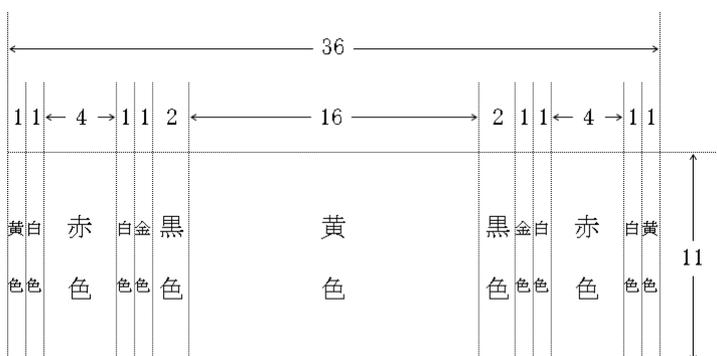
第2号防衛記念章



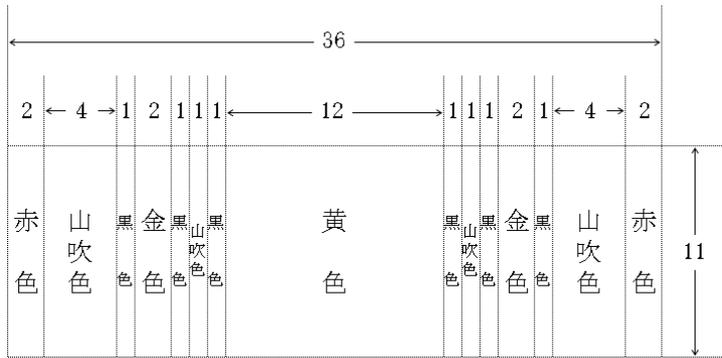
第3号防衛記念章



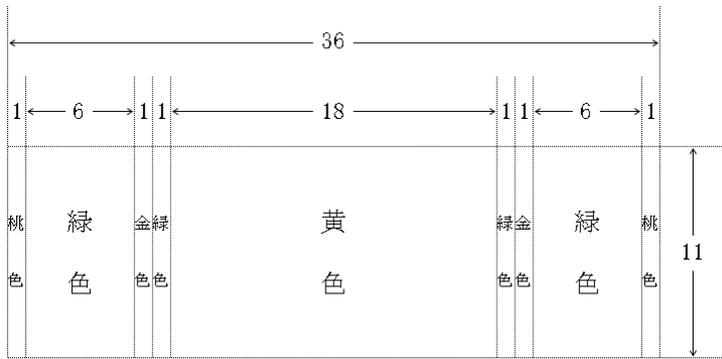
第4号防衛記念章



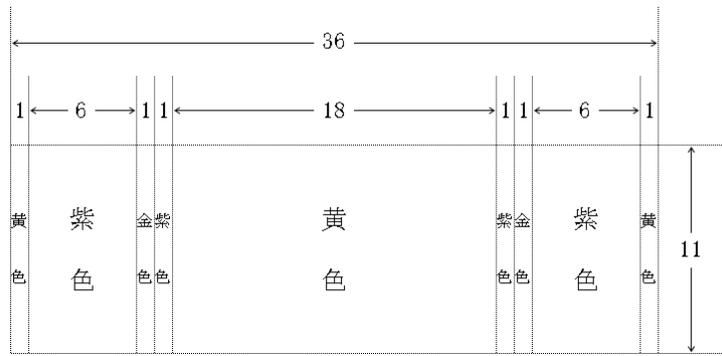
第5号防衛記念章



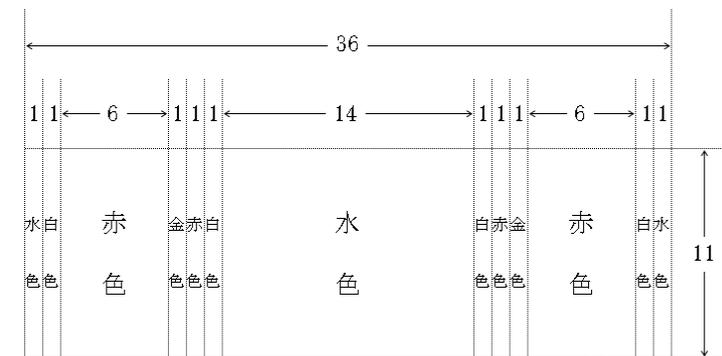
第6号防衛記念章



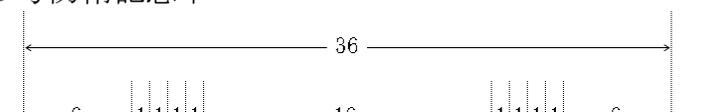
第7号防衛記念章



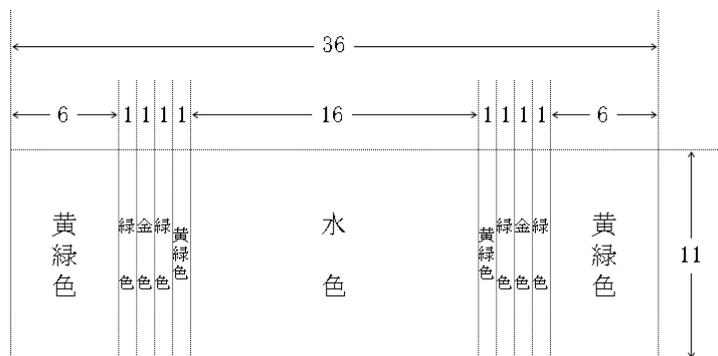
第8号防衛記念章



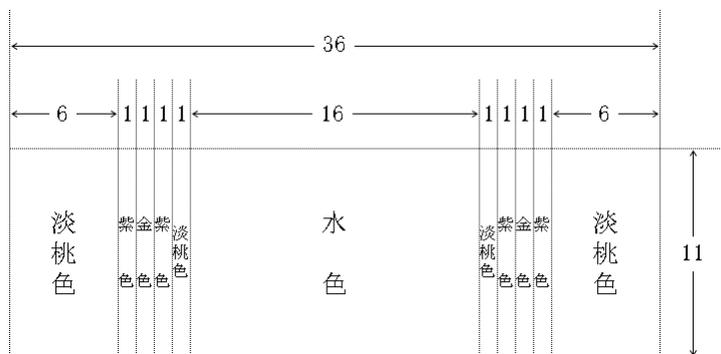
第9号防衛記念章



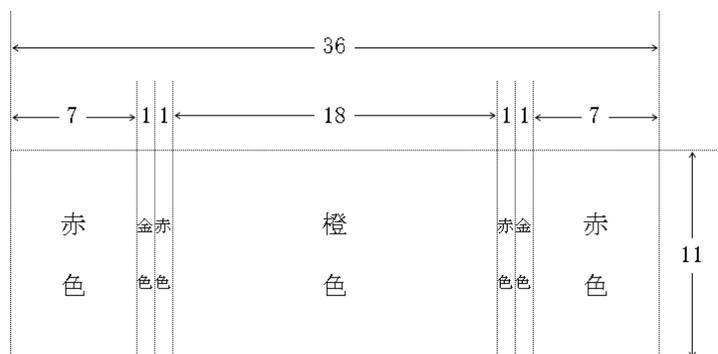
第10号防衛記念章



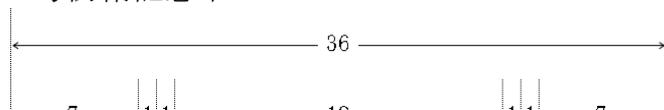
第11号防衛記念章



第12号防衛記念章

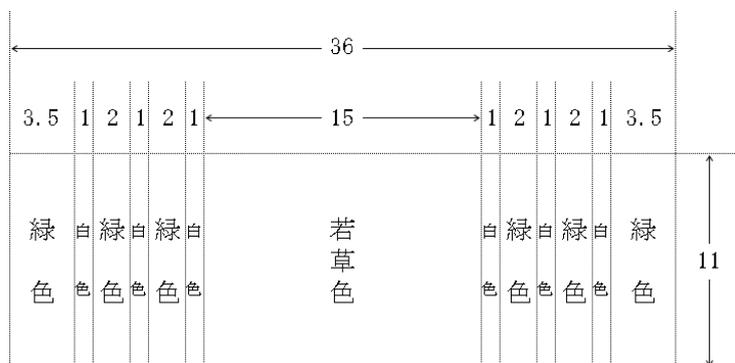


第13号防衛記念章

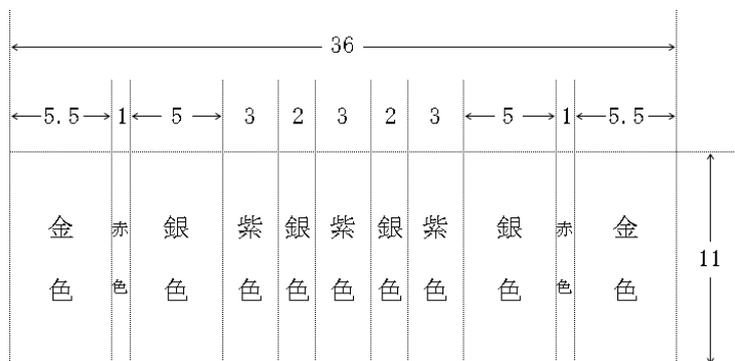




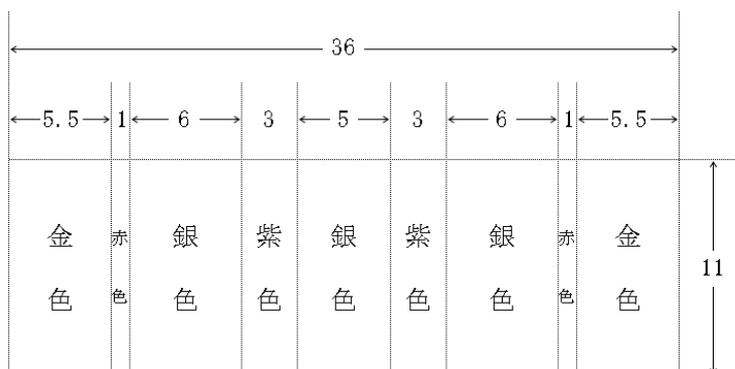
第 18 号防衛記念章



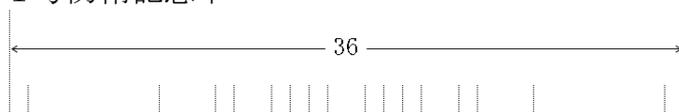
第 19 号防衛記念章



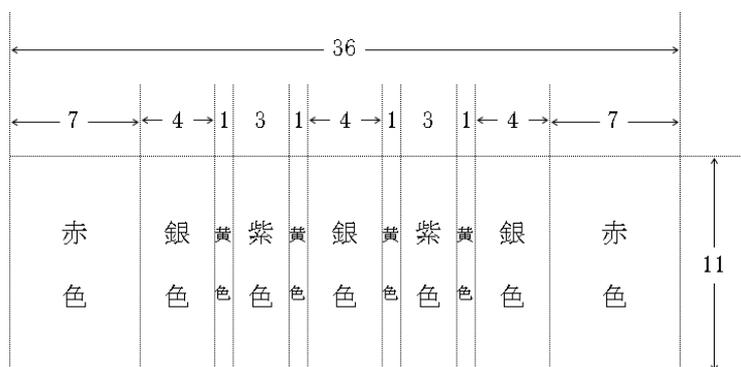
第 20 号防衛記念章



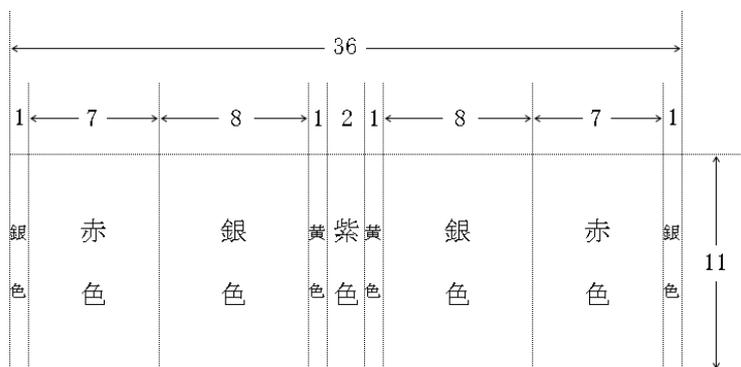
第 21 号防衛記念章



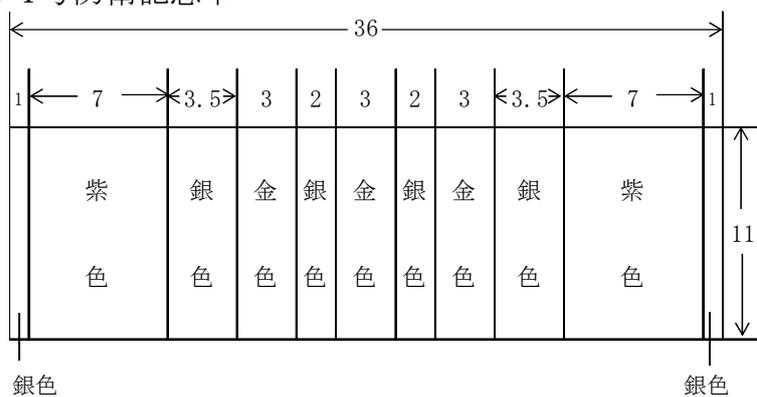
第22号防衛記念章



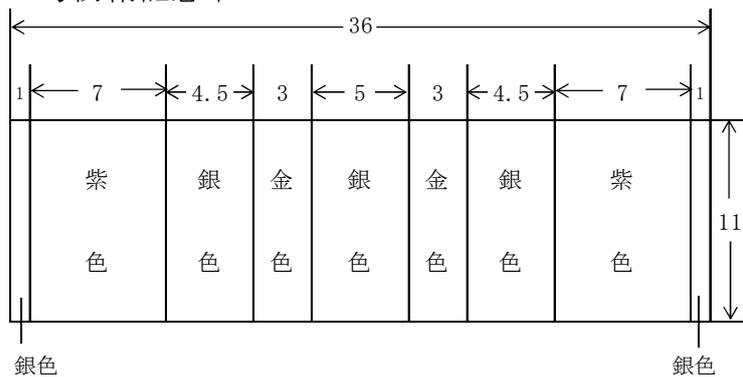
第23号防衛記念章



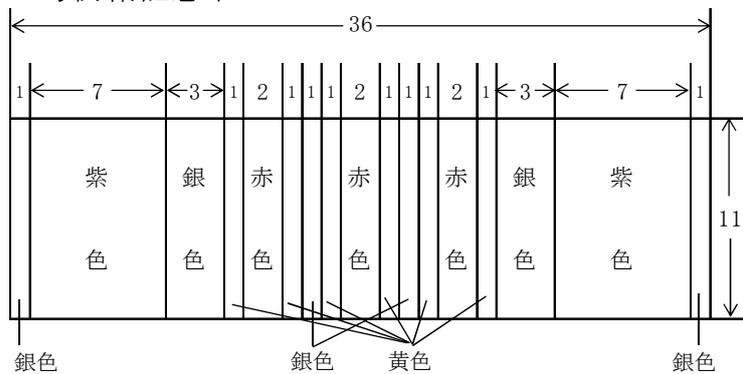
第24号防衛記念章



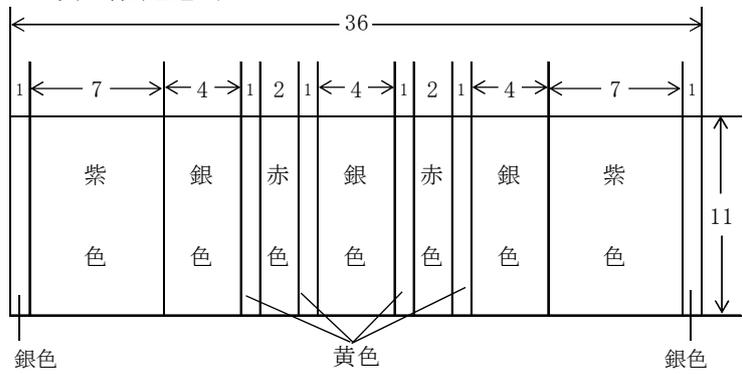
第25号防衛記念章



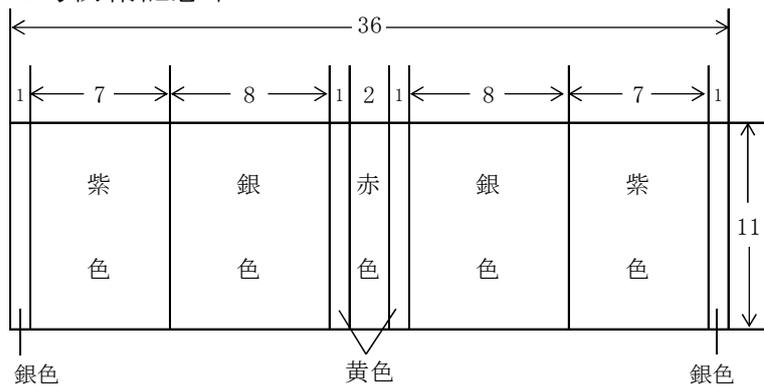
第26号防衛記念章



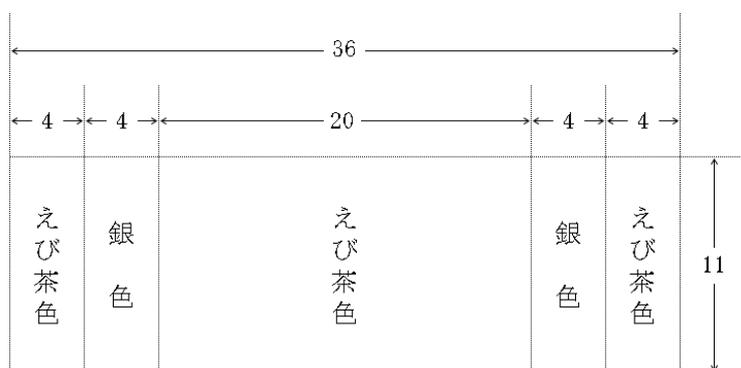
第27号防衛記念章



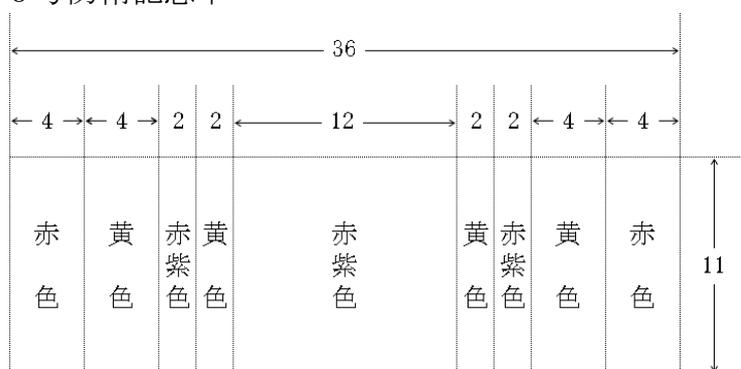
第28号防衛記念章



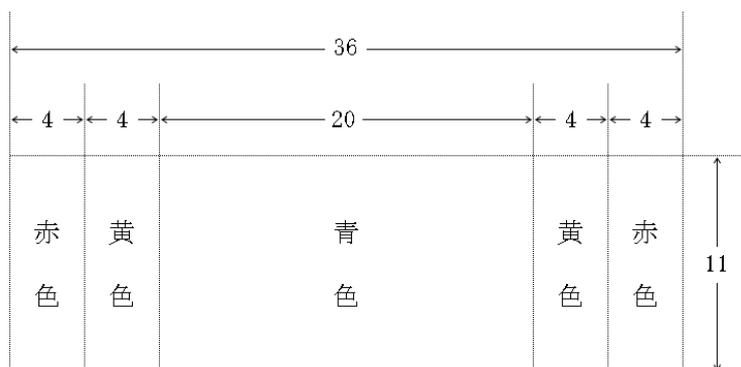
### 第29号防衛記念章



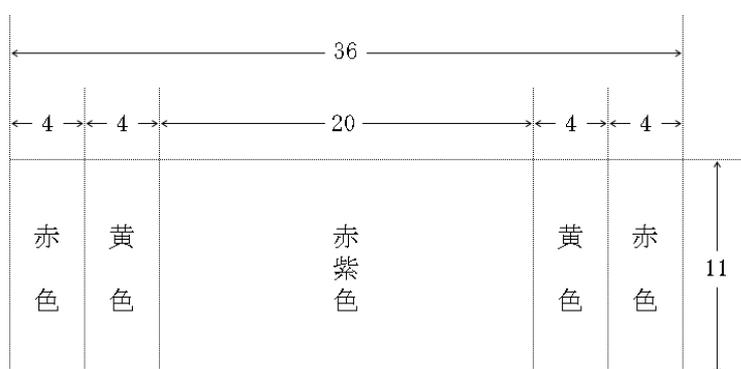
### 第30号防衛記念章



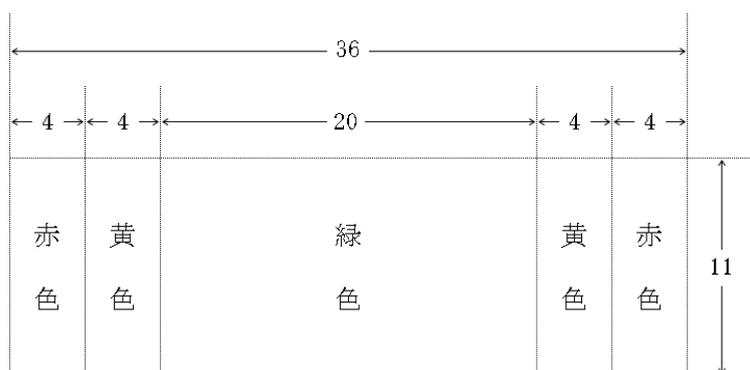
### 第31号防衛記念章



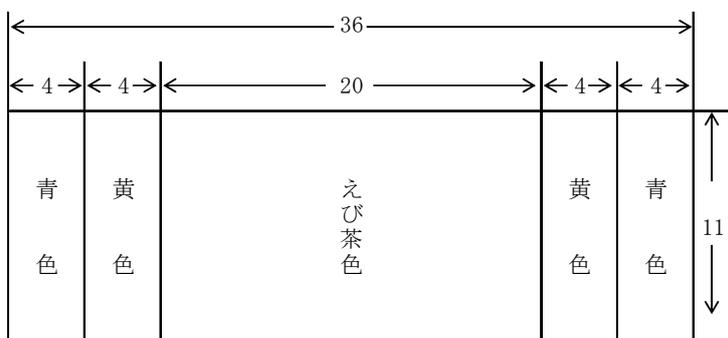
### 第32号防衛記念章



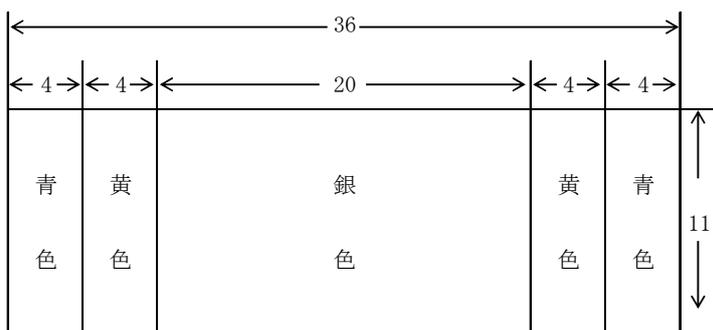
### 第33号防衛記念章



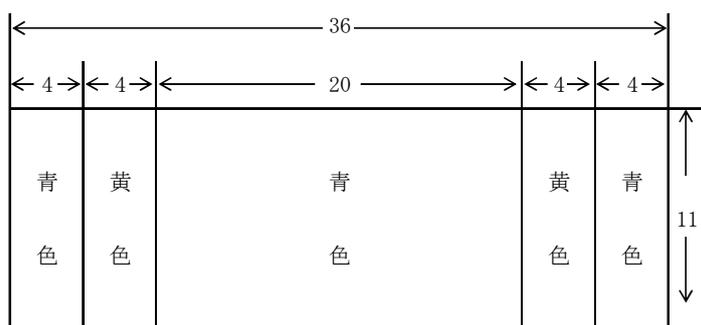
### 第34号防衛記念章



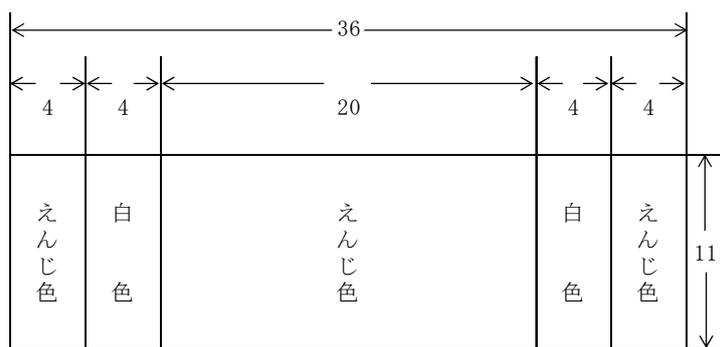
### 第35号防衛記念章



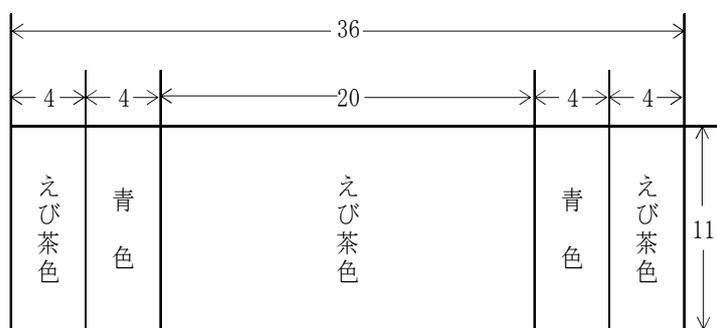
### 第36号防衛記念章



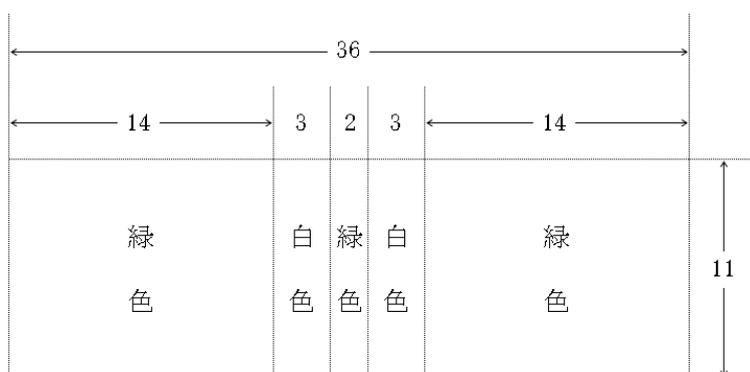
第37号防衛記念章



第38号防衛記念章



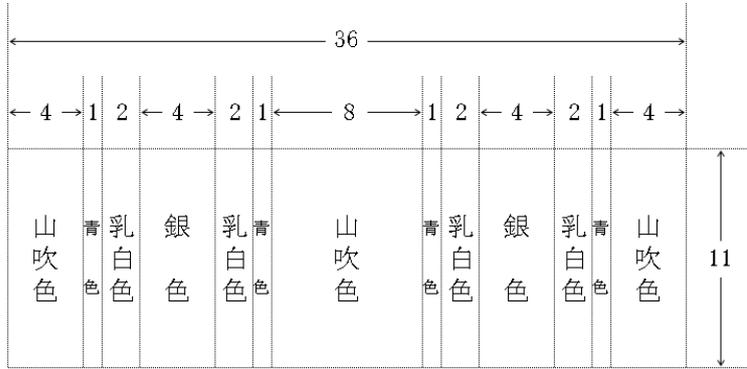
第39号防衛記念章



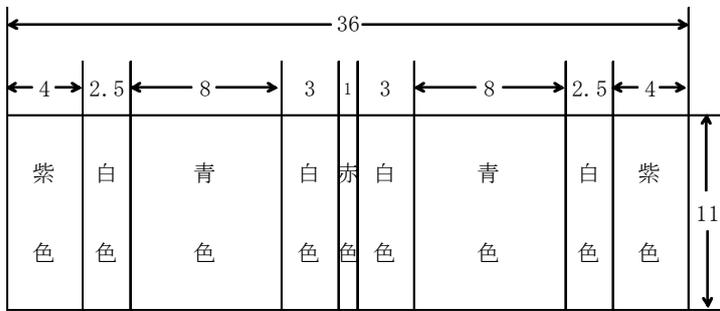
第40号防衛記念章



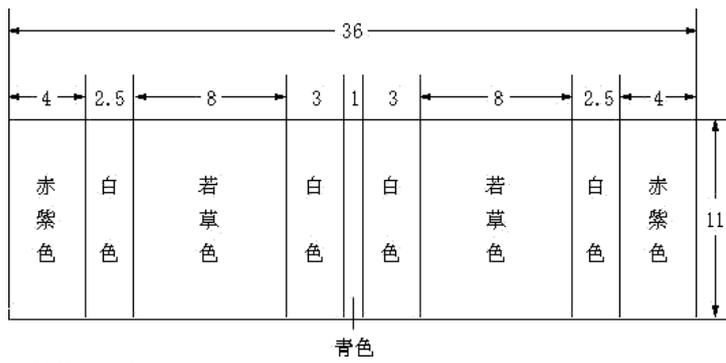
第 4 1 号防衛記念章



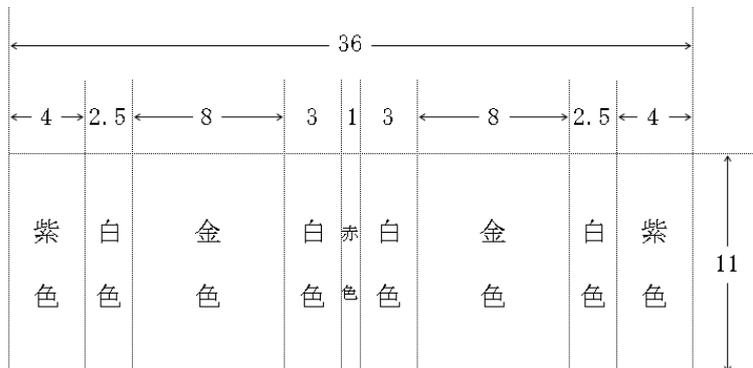
第 4 2 号防衛記念章



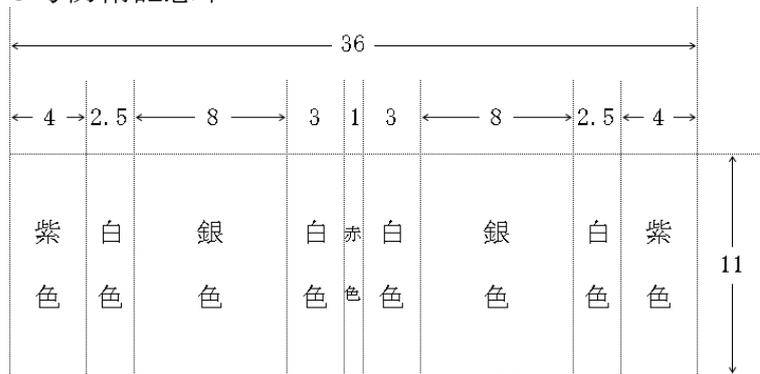
第 4 3 号防衛記念章



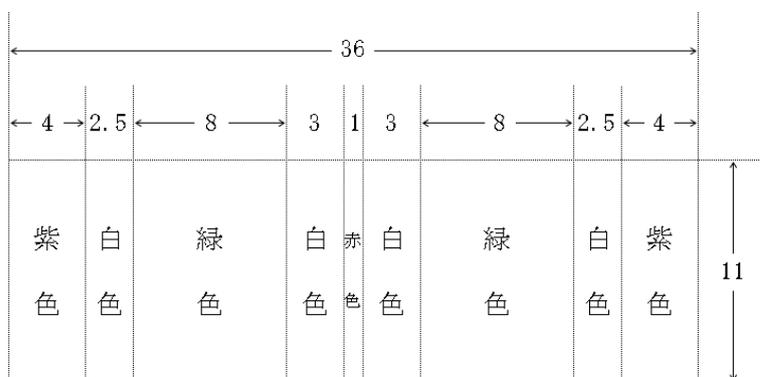
第 4 4 号防衛記念章



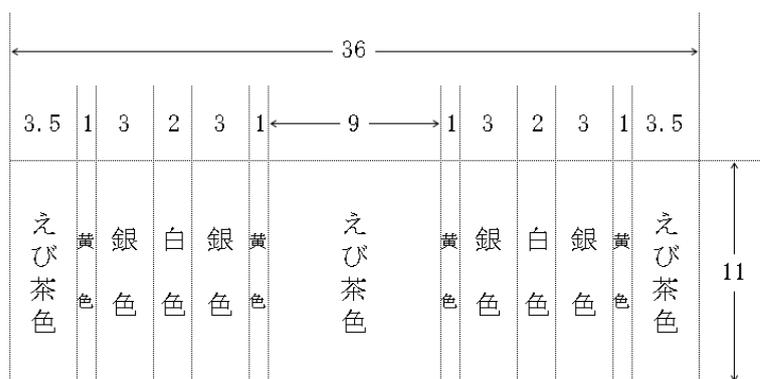
第45号防衛記念章



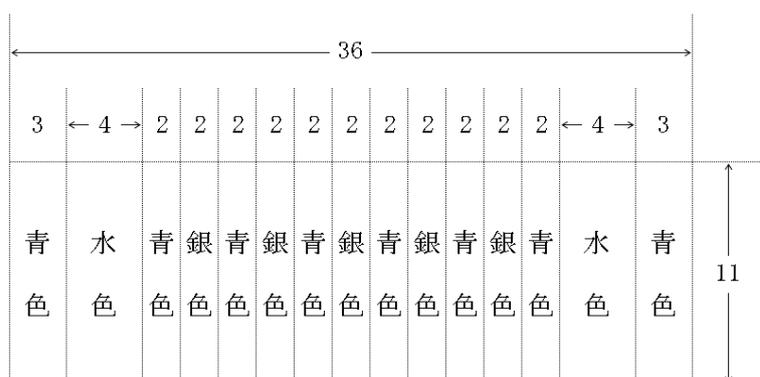
第46号防衛記念章



第47号防衛記念章



第48号防衛記念章



## 別表第2（第4条関係）

種 類	着用することができる者
第1号防衛記念章	特別賞詞を授与された者
第2号防衛記念章	第1級賞詞を授与された者
第3号防衛記念章	第2級賞詞を授与された者
第4号防衛記念章	自衛隊法（昭和29年法律第165号）第6章に規定する自衛隊の行動に参加し、又は航空救難、警戒監視その他の防衛大臣の定める業務に従事し、その職務の遂行に当たり特に著しい功績があつたとして、第3級賞詞を授与された者
第5号防衛記念章	職務の遂行に当たり著しい功績又は功績を重ねたことにより、職務の遂行に当たり特に著しい功績があつたとして、第3級賞詞を授与された者
第6号防衛記念章	技術上優秀な発明考案をしたとして、第3級賞詞を授与された者及び業務処理の能率性の改善その他の業務の改善（以下「業務改善」という。）を行つたことにより、職務の遂行に当たり特に著しい功績があつたとして、第3級賞詞を授与された者
第7号防衛記念章	第4号防衛記念章、第5号防衛記念章又は第6号防衛記念章を着用することができる者に係る功績以外の功績があつたとして、第3級賞詞を授与された者
第8号防衛記念章	自衛隊法第6章に規定する自衛隊の行動に参加し、又は航空救難、警戒監視その他の防衛大臣の定める業務に従事し、その職務の遂行に当たり著しい功績があつたとして、第4級賞詞を授与された者
第9号防衛記念章	職務の遂行に当たり功績を重ねたことにより、職務の遂行に当たり著しい功績があつたとして、第4級賞詞を授与された者
第10号防衛記念章	技術上優れた発明考案をしたとして、第4級賞詞を授与された者及び業務改善を行つたことにより、職務の遂行に当たり著しい功績があつたとして、第4級賞詞を授与された者
第11号防衛記念章	第8号防衛記念章、第9号防衛記念章又は第10号防衛記念章を着用することができる者に係る功績以外の功績があつたとして、第4級賞詞を授与された者
第12号防衛記念章	自衛隊法第6章に規定する自衛隊の行動に参加し、又は航空救難、警戒監視その他の防衛大臣の定める業務に従事し、その職務の遂行に当たり功績があつたとして、第5級賞詞を授与された者
第13号防衛記念章	職務の遂行に当たり成績を重ねたことにより、職務の遂行に当たり功績があつたとして、第5級賞詞を授与された者
第14号防衛記念章	技術上発明考案をしたとして、第5級賞詞を授与された者及び業務改善を行つたことにより、職務の遂行に当たり功績があつたとして、第5級賞詞を授与された者
第15号防衛記念章	第12号防衛記念章、第13号防衛記念章又は第14号防衛記念章を着用することができる者に係る功績以外の功績があつたとして、第5級賞詞を授与された者
第16号防衛記念章	安全功労者表彰又は防災功労者表彰を受けた部隊等において当該表彰に係る業務に従事した者
第17号防衛記念章	特別賞状を授与された部隊等において当該表彰に係る業務に従事した者

第 18 号防衛記念章	第 1 級賞状を授与された部隊等において当該表彰に係る業務に従事した者
第 19 号防衛記念章	将をもつて充てることとされている部隊の長の職にあつた者及び将をもつて充てることとされている職のうち防衛大臣が別に定めるものにあつた者
第 20 号防衛記念章	将補をもつて充てることとされている部隊の長の職にあつた者及び将補をもつて充てることとされている職のうち防衛大臣が別に定めるものにあつた者
第 21 号防衛記念章	1 佐をもつて充てることとされている部隊の長の職にあつた者及び 1 佐をもつて充てることとされている職のうち防衛大臣が別に定めるものにあつた者
第 22 号防衛記念章	2 佐又は 3 佐をもつて充てることとされている職のうち防衛大臣が別に定めるものにあつた者
第 23 号防衛記念章	1 尉以下の幹部自衛官をもつて充てることとされている職のうち防衛大臣が別に定めるものにあつた者
第 24 号防衛記念章	准尉、曹又は士たる自衛官に対する服務指導その他の規律の維持に資する業務に関し、第 19 号防衛記念章の項に規定する職又は防衛大臣の定める職にある自衛官を補佐する職（統合幕僚長、陸上幕僚長、海上幕僚長、航空幕僚長又は情報本部長が防衛大臣の承認を得て定めたものに限る。）にあつた者
第 25 号防衛記念章	准尉、曹又は士たる自衛官に対する服務指導その他の規律の維持に資する業務に関し、第 20 号防衛記念章の項に規定する職又は防衛大臣の定める職にある自衛官を補佐する職（陸上幕僚長、海上幕僚長又は航空幕僚長が防衛大臣の承認を得て定めたものに限る。）にあつた者
第 26 号防衛記念章	准尉、曹又は士たる自衛官に対する服務指導その他の規律の維持に資する業務に関し、第 21 号防衛記念章の項に規定する職又は防衛大臣の定める職にある自衛官を補佐する職（統合幕僚長、陸上幕僚長、海上幕僚長、航空幕僚長又は情報本部長が防衛大臣の承認を得て定めたものに限る。）にあつた者
第 27 号防衛記念章	准尉、曹又は士たる自衛官に対する服務指導その他の規律の維持に資する業務に関し、第 22 号防衛記念章の項に規定する職又は防衛大臣の定める職にある自衛官を補佐する職（統合幕僚長、陸上幕僚長、海上幕僚長、航空幕僚長又は情報本部長が防衛大臣の承認を得て定めたものに限る。）にあつた者
第 28 号防衛記念章	准尉、曹又は士たる自衛官に対する服務指導その他の規律の維持に資する業務に関し、第 23 号防衛記念章の項に規定する職又は防衛大臣の定める職にある自衛官を補佐する職（陸上幕僚長、海上幕僚長又は航空幕僚長が防衛大臣の承認を得て定めたものに限る。）にあつた者
第 29 号防衛記念章	防衛省本省の内部部局に勤務した者のうち防衛大臣が別に定めるもの
第 30 号防衛記念章	統合幕僚監部（統合幕僚学校を除く。）に勤務した者のうち防衛大臣が別に定めるもの
第 31 号防衛記念章	陸上幕僚監部、海上幕僚監部又は航空幕僚監部に勤務した者のうち防衛大臣が別に定めるもの
第 32 号防衛記念章	防衛庁設置法等の一部を改正する法律第 1 条の規定による改正前の統合幕僚会議事務局又は情報本部に勤務した者のうち防衛大臣が別に定めるもの
第 33 号防衛記念章	情報本部（通信所を除く。）に勤務した者のうち防衛大臣が別に定めるもの

	の
第 34 号防衛記念章	防衛省設置法等の一部を改正する法律第 1 条の規定による改正前の技術研究本部（研究所、先進技術推進センター及び試験場を除く。）に勤務した者のうち防衛大臣が別に定めるもの
第 35 号防衛記念章	防衛省設置法等の一部を改正する法律第 1 条の規定による改正前の装備施設本部に勤務した者のうち防衛大臣が別に定めるもの
第 36 号防衛記念章	防衛監察本部に勤務した者のうち防衛大臣が別に定めるもの
第 37 号防衛記念章	防衛装備庁の内部部局に勤務した者のうち防衛大臣が別に定めるもの
第 38 号防衛記念章	内閣官房、内閣府又は国の行政機関に勤務した者のうち防衛大臣が別に定めるもの
第 39 号防衛記念章	自衛官として 25 年以上勤続した者及びこれと同等の経歴を有するとして防衛大臣が別に定めるもの
第 40 号防衛記念章	自衛官として 10 年以上勤続した者及びこれと同等の経歴を有するとして防衛大臣が別に定めるもの
第 41 号防衛記念章	在外公館に勤務し、又は有償援助による調達に関する業務その他の外国において行う業務に従事した者のうち防衛大臣が別に定めるもの
第 42 号防衛記念章	海賊行為に対処するために海上における警備行動又は海賊対処行動に従事した者のうち防衛大臣が別に定めるもの
第 43 号防衛記念章	国内における大規模な災害に対処するための派遣の命令に伴う活動に従事した者のうち防衛大臣が別に定めるもの
第 44 号防衛記念章	外国において行う国際貢献に関する業務（第 45 号防衛記念章及び第 46 号防衛記念章の項に掲げるものを除く。）に従事した者のうち防衛大臣が別に定めるもの
第 45 号防衛記念章	平成十三年九月十一日のアメリカ合衆国において発生したテロリストによる攻撃等に対応して行われる国際連合憲章の目的達成のための諸外国の活動に対して我が国が実施する措置及び関連する国際連合決議等に基づく人道的措置に関する特別措置法（平成 13 年法律第 113 号）に基づく対応措置又はテロ対策海上阻止活動に対する補給支援活動の実施に関する特別措置法（平成 20 年法律第 1 号）に基づく補給支援活動に従事した者
第 46 号防衛記念章	イラクにおける人道復興支援活動及び安全確保支援活動の実施に関する特別措置法（平成 15 年法律第 137 号）に基づく対応措置に従事した者
第 47 号防衛記念章	国の行事、各国の首脳が参加して開催される国際会議又は国際競技大会に関する業務に従事した者のうち防衛大臣が別に定めるもの
第 48 号防衛記念章	外国において行う訓練又は南極地域への輸送に関する業務に従事した者のうち防衛大臣が別に定めるもの

別表第3 (第5条関係)

桜花の制式

地	金	金属製とする。
形状及び寸法	図のとおりとする。	

図1

桜花の形状及び寸法

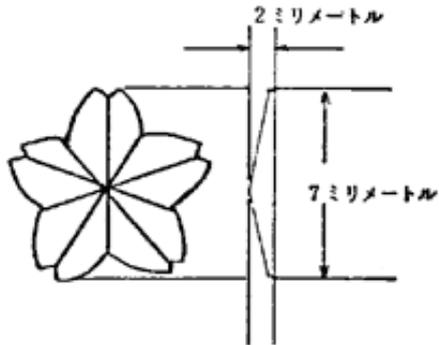
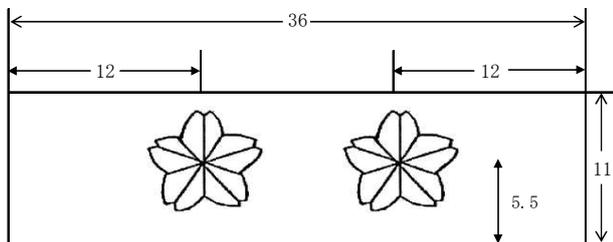


図2



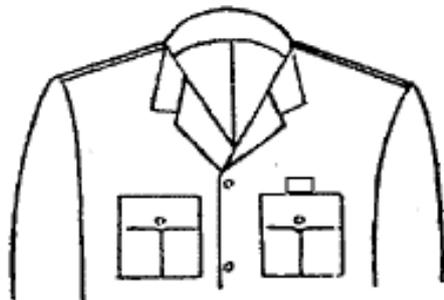
附図(第6条関係)

防衛記念章の着用要領

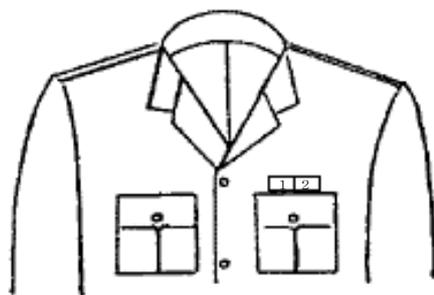
1 陸上自衛官の防衛記念章の着用要領

(1) 男子である陸上自衛官

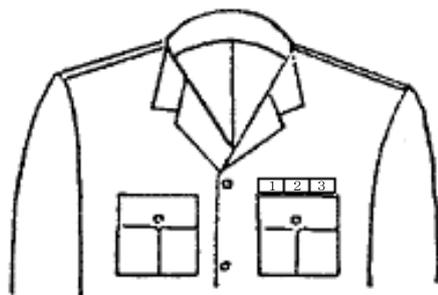
ア 防衛記念章を1種類着用する場合



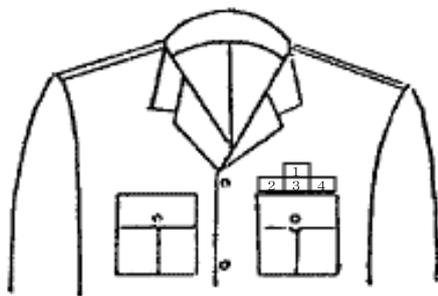
イ 防衛記念章を2種類着用する場合



ウ 防衛記念章を3種類着用する場合



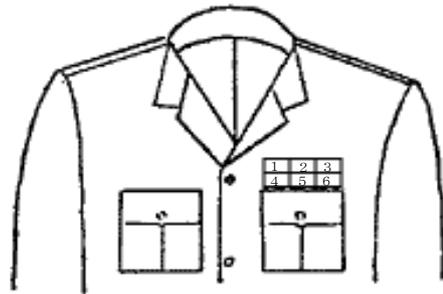
エ 防衛記念章を4種類着用する場合



オ 防衛記念章を5種類着用する場合



カ 防衛記念章を6種類着用する場合

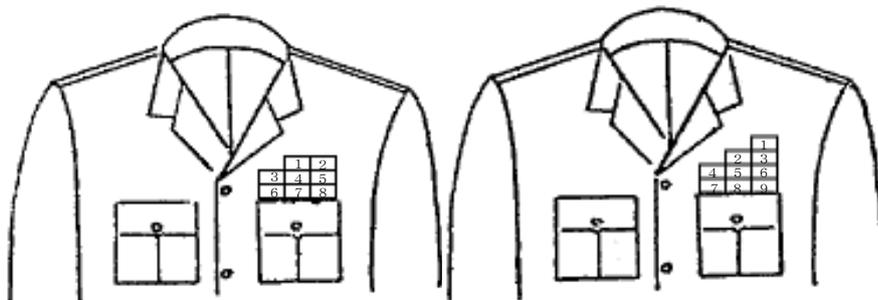


キ 防衛記念章を7種類着用する場合



ク 防衛記念章を8種類以上着用する場合

アからキまでの着用要領に従い順次加えて着用する。ただし、防衛記念章が襟に隠れる場合には、次のように着用することができる。



備考 2種類以上の防衛記念章を着用する場合の防衛記念章の着用順序は、この訓令別表第2種類の欄に定める防衛記念章の順序に従うものとし、この図中防衛記念章に付した数字は、着用順序を示す。

(2) 女子である陸上自衛官

ア 防衛記念章を1種類着用する場合



イ 防衛記念章を2種類着用する場合



ウ 防衛記念章を3種類着用する場合



エ 防衛記念章を4種類着用する場合



オ 防衛記念章を5種類着用する場合



カ 防衛記念章を6種類以上着用する場合  
アからオまでの着用要領に従い順次加えて着用する。

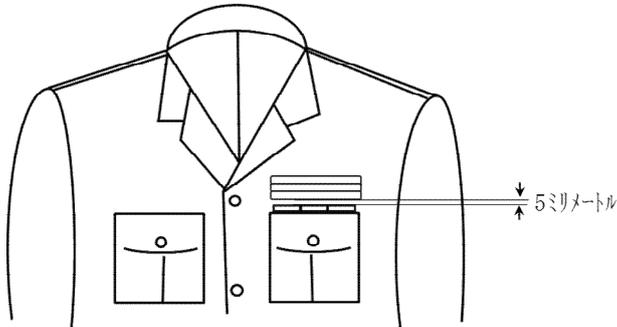
備考

- 2種類以上の防衛記念章を着用する場合の防衛記念章の着用順序は、別表第2種類の欄に定める防衛記念章の順序に従うものとし、この図中防衛記念章に付した数字は、着用順序を示す。
- 防衛記念章が襟に隠れる場合には、(1)と同じとすることができる。

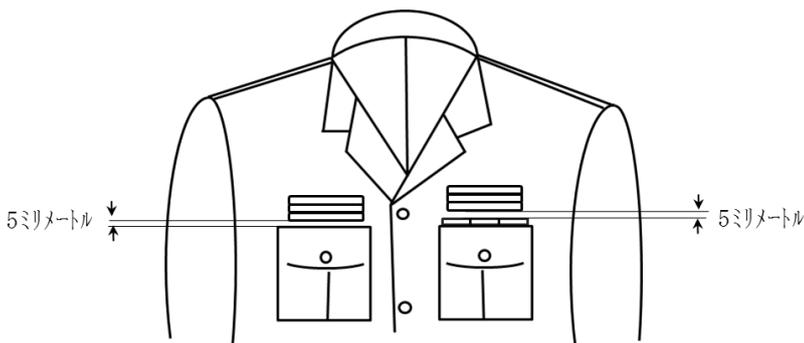
(3) 防衛記念章を着用する場合におけるき章等の着用要領の特例

防衛記念章を着用する者が、航空き章、航空管制き章、レンジャーき章、空挺き章、冬季遊撃き章、自由降下き章、水陸両用き章、洋上潜入りき章、艇長き章、水路潜入りき章、狙撃き章、潜水員き章、体力き章、格闘き章又はスキーき章を着用する場合には、自衛官服装規則の着用位置に関する規定にかかわらず、次のように着用するものとする。

ア 3種類以下のき章を着用する場合

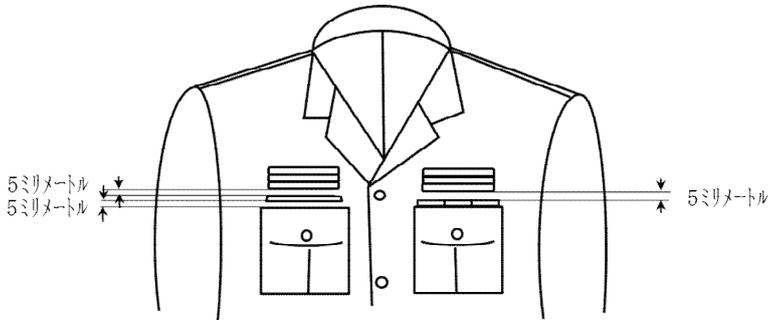


イ 4種類以上のき章を着用する場合



備考

- 1 防衛記念章とき章を多数着用し、き章が襟に隠れ判別できない場合は、順次き章を左胸部から右胸部に移動して着用することができる。
- 2 営内班長き章又は服務指導准尉き章の着用者は、次のように航空き章、航空管制き章、レンジャーき章、空挺き章、冬季遊撃き章、自由降下き章、水陸両用き章、洋上潜入き章、艇長き章、水路潜入き章、狙撃き章、潜水員き章、体力き章、格闘き章又はスキーき章を着用するものとする。



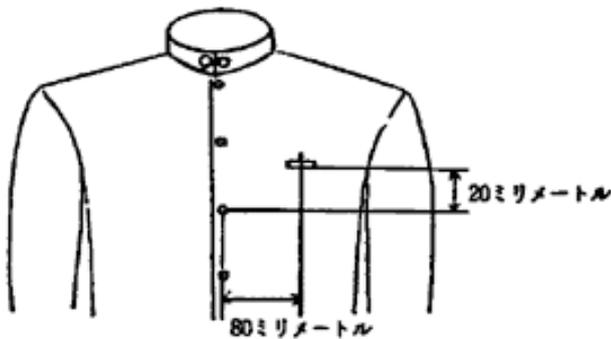
2 海上自衛官の防衛記念章の着用要領

(1) 男子である海上自衛官

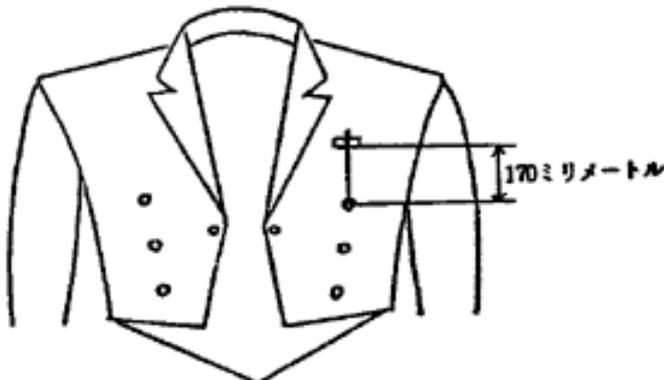
ア 3等海曹以上の自衛官の冬服上衣

1 陸上自衛官の防衛記念章の着用要領の着用要領と同じとする。以下イ及びウにおいて同じ。

イ 航空学生たる自衛官（航空学生たる自衛官の任用等に関する訓令（昭和37年防衛庁訓令第28号）第1条第1項に規定する航空学生である海上自衛官をいう。以下同じ。）の冬服上衣及び第1種夏服上衣



ウ 礼服冬上衣及び礼服夏上衣



エ 冬服上衣(海士長以下の自衛官に限る。)、第1種夏服上衣(航空学生たる自衛官を除く。)、第2

### 種夏服上衣及び第3種夏服上衣

1 陸上自衛官の防衛記念章の着用要領の着用要領と同じとする。

(2) 女子である海上自衛官

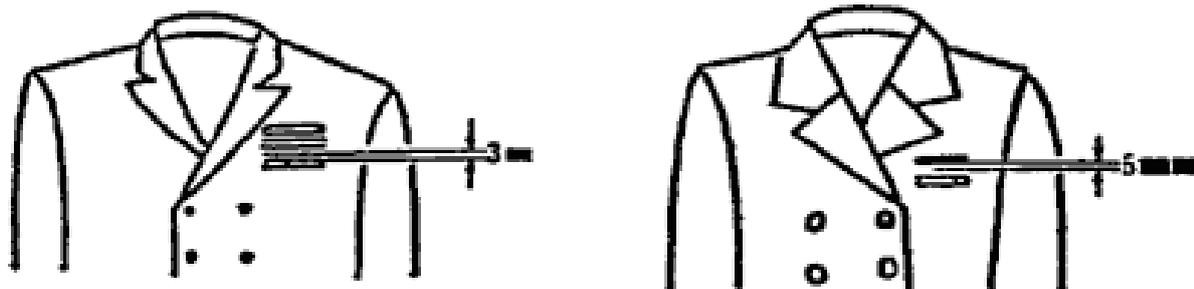
1 陸上自衛官の防衛記念章の着用要領(2)の着用要領と同じとする。

(3) 防衛記念章を着用する場合におけるき章等の着用要領の特例

防衛記念章を着用する者が、航空き章、航空管制き章、空挺き章、水上艦艇き章、潜水艦き章、潜水員き章、特別警備き章、水中処分き章、情報戦き章、航空医官き章、潜水医官き章、体力き章又は格闘き章を着用する場合には、自衛官服装規則の規定にかかわらず、次のように着用するものとする。

ア 男子である海上自衛官

イ 女子である海上自衛官



### 3 航空自衛官の防衛記念章の着用要領

(1) 男子である航空自衛官

1 陸上自衛官の防衛記念章の着用要領(1)の着用要領と同じとする。ただし、礼服冬上衣及び礼服夏上衣については、2 海上自衛官の防衛記念章の着用要領(1)ウの着用要領と同じとする。

(2) 女子である航空自衛官

1 陸上自衛官の防衛記念章の着用要領(2)の着用要領と同じとする。

(3) 防衛記念章を着用する場合におけるき章等の着用要領の特例

防衛記念章を着用する者が、航空き章、航空管制き章、レンジャーき章、空挺き章、不発弾処理き章、兵器管制き章、高射管制き章、航空医官き章、航空救難き章、宇宙作戦き章又は体力き章を着用する場合には、自衛官服装規則の規定にかかわらず、次のように着用するものとする。

